

#### (4) 保育園保育料の改定について

### 保育課

#### ○白井市の保育所保育料の現状

市町村の保育所保育料は、国が設定する8階層の基準額を元に決められます。

国の基準額が、保育所等に市が支払う運営費に対する国・県の負担金額を決める算定根拠であることから、国の基準額に市が軽減を行った分はそのまま、市の公費負担となります。

白井市の保育所保育料は、平成20年度より保育料額の改定を行っていないこと、平成27年度の新制度施行時は激変緩和のため額の変更を見送ったことから、国の基準額に対する保護者の負担率が近隣市に比べ低い状況となっています。

さらに、子育てサービスの量の拡充と質の向上を求める子ども・子育て支援新制度の開始により、保育所運営費は増大し、保護者負担率は平成26年度の65%から平成27年度は55%程度に下がると見込みとなりました。

今回の改定に当たっては、利用者負担である他の子育てサービスと保育園利用者との負担の公平化を目標としますが、激変緩和のため、平成28年度においては、平成26年度時の保護者負担率である65%を目指し改定を行います。

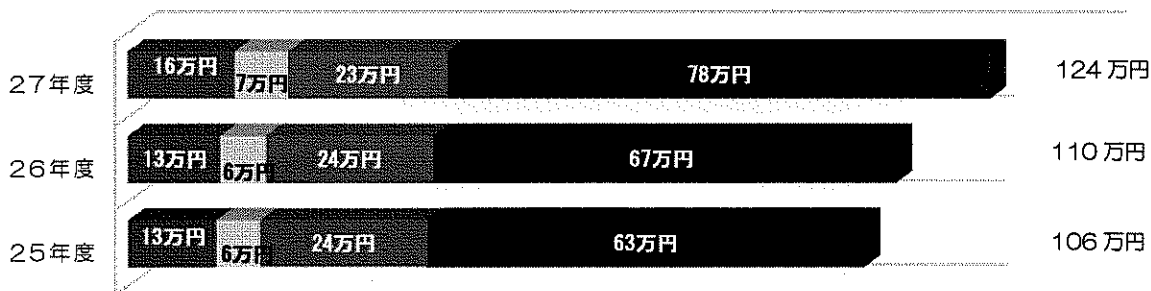
#### 参考資料1 (保育料のしくみ)

国基準利用者負担額 (基準額)		運営費総額		
利用者負担【保護者】	負担軽減【市】	市負担 1/4	県負担 1/4	国負担 1/2
国基準利用者負担額 - 市負担軽減額 = 利用者負担額 (市の決定する保育料)		運営費総額 - 国基準利用者負担額 × $\left\{ \begin{array}{l} \text{国 } 1/2 \\ \text{県 } 1/4 \\ \text{市 } 1/4 \end{array} \right.$		

#### 参考資料2

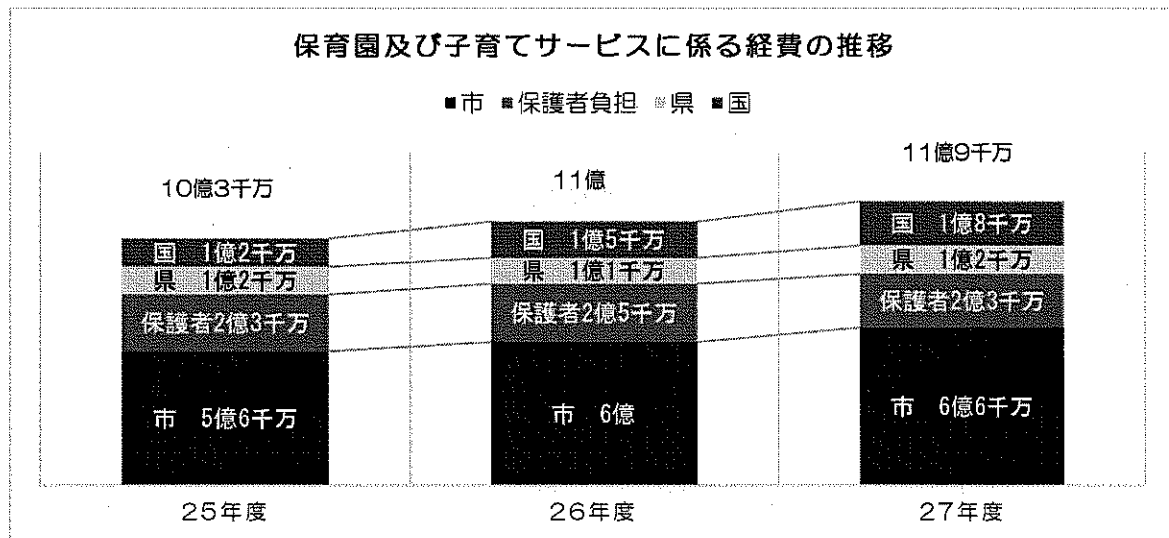
#### 保育所入所児童1人あたりの負担額の推移(平均)

■国 ■県 ■保護者負担 ■市



## ○なぜ保育料の改定が必要なのか

市の財政状況が厳しい中で、多種多様な子育て支援ニーズに応えるためには、それぞれのサービス利用者から、適切な利用者負担を求めることが必要です。保育料についても、増大する保育ニーズに対応しつつ、保護者負担軽減制度を安定的、継続的に維持していくためには、公的負担と利用者負担の適正なバランスを確保する必要があります。



## ○増収となる保育料はどのように使われるか

平成27年4月より開始された子ども・子育て支援新制度は、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童対策の推進、地域での子育て支援の充実を目的としています。本市においても、「白井市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て世代などの若い世代の定住を促進するまちづくりを進めるため、子育て支援サービスについて更なる充実を目指しているところです。(別表1参照)

増収となる保育料は、子どもたちを取り巻く環境の変化に即した支援・サービスを充実させるための経費に充てていきます。

別表1 《保育の質の向上、保育サービスの充実計画》

未就学児	小学生	中学生
<p><b>待機児童の解消</b> (認定を持つ全ての児童の入所を確保) ・保育士の確保・保育施設の誘致</p>	<p><b>学童保育所の環境整備</b></p>	
<p><b>保育園・保育環境の質の向上</b> ・保育士の処遇改善による質の向上 ・3歳児配置改善</p>	<p><b>子ども医療:対象範囲の拡大</b></p>	
<p><b>多様な保育環境の充実</b> ・認定子ども園の推進 ・地域型保育 (小規模保育・事業所内保育・保育ママ)</p>		
<p><b>ショートステイの開始</b></p>	<p>・病児保育の開始 ・病後児保育の対象者拡大</p>	

○ 保育料改定の方針

保育所保育料については、他の子育てサービス利用者負担率との公平性、所得に応じた適正な負担を設定することを中心に定めており、今回の改定に当たっては、以下の方針により保育料を決定しています。

保護者負担	保護者負担率	<p><b>保護者負担率を平成 26 年と同率となるよう設定します。</b></p> <p>平成 26 年度国基準額に対する白井市の保護者負担率は 65%でしたが、新制度施行により国規準階層区分の改定があったため、平成 27 年度 55%程度となる見込みです。そのため、他の子育てサービス利用者との負担の公平性の観点から、28 年度は、26 年度と同率の負担率を目指し改定します。</p>									
金額設定	階層数 19 階層⇒21 階層へ	<p><b>所得に応じた決め細やかな金額設定となるよう、階層をさらに細分化します。</b></p> <p>保育料の急激な変動を避けるため、低・中所得者階層において細分化を進め、現在の 19 階層から 21 階層とします。</p> <p>また、現在の複雑な分割を廃止し、利用者にも分かりやすいものとするため、国の階層ごとに細分化を行います。</p>									
	低所得者層への配慮 金額据え置き	<p><b>激変緩和のため、市の 1 から 3 階層までの保育料は、現状維持とします。</b></p>									
	中所得者層への配慮 金額増額上限	<p><b>激変緩和のため市の 4 から 16 階層までは、増額を 5,000 円未満とします。</b></p> <p>《16 階層までの最高増額》</p> <table border="0"> <tr> <td>3 歳未満</td> <td>9 階層</td> <td>17,000 円⇒21,000 円 (4,000 円増)</td> </tr> <tr> <td>3 歳</td> <td>9 階層</td> <td>14,300 円⇒18,700 円 (4,400 円増)</td> </tr> <tr> <td>3 歳以上</td> <td>15 階層</td> <td>22,500 円⇒25,800 円 (3,300 円増)</td> </tr> </table>	3 歳未満	9 階層	17,000 円⇒21,000 円 (4,000 円増)	3 歳	9 階層	14,300 円⇒18,700 円 (4,400 円増)	3 歳以上	15 階層	22,500 円⇒25,800 円 (3,300 円増)
	3 歳未満	9 階層	17,000 円⇒21,000 円 (4,000 円増)								
	3 歳	9 階層	14,300 円⇒18,700 円 (4,400 円増)								
3 歳以上	15 階層	22,500 円⇒25,800 円 (3,300 円増)									
近隣市町村保育料との比較	<p><b>近隣市町村の保育料を参照し、地域的な適正金額に設定します。</b></p>										
階層・金額設定の明確化	<p><b>各階層および金額の設定を明確にします。</b></p> <p>○階層…国の 1 階層を細分化する際、階層間の税幅を均等にし、公平性を重視しました。</p> <p>○金額…国の階層を基準として緩やかに負担率が上がるようにし、階層の変動により急激な変化とならないよう配慮しました。</p>										
負担軽減	<p><b>負担軽減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者層</li> <li>・天災等</li> <li>・多子世帯</li> </ul>	<p><b>負担軽減については現状を維持します。</b></p> <p>○低所得者階層（市の 6 階層まで）におけるひとり親、在障家庭等への保育料減免および天災その他不慮の災害により生活に困窮している世帯への保育料減免。</p> <p>○多子世帯への配慮（第 2 子以降の保育所同時入所者について 2 子目半額、3 子目無料）。</p> <p>※多子世帯への軽減の拡大については、国・県・他市の動向を注視していきます。</p>									
短時間	保育短時間保育料	<p><b>保育短時間保育料は国の基準に従い、標準時間保育料の 98.3%とします。</b></p>									

平成28年度 白井市保育料

【多子軽減】1号認定については小学校3年生以下の範囲で、2・3号認定については小学校就学前の範囲で、最年長の子どもから2人目は下記の半額、3人目は0円とする。【保育短時間】保育標準時間の△1.7%とする  
 【低所得者軽減】ひとり親、在宅障害者のいる世帯等については2・3号認定については、2階層0円、3から6階層は上記額より△1,000円とする。

国の定める基準額		市の定める保育料		3号認定		2号認定	
階層区分	3号認定 3歳未満 利用者負担(標準) 利用者負担(標準)	2号認定 3歳以上 利用者負担(標準)	階層区分	3号認定 3歳未満 利用者負担 保育標準時間	3歳	4歳以上 利用者負担 保育標準時間	4歳以上
1	生活保護世帯	0円	1	生活保護世帯	0円	0円	0円
2	市民税非課税世帯	9,000円	2	市民税非課税世帯	2,600円	1,900円	1,800円
3	市民税所得割課税世帯 (均等割のみの世帯含む) (推定年収~330万円)	19,500円	3	市民税所得割課税世帯 12,100円未満	8,900円	6,200円	6,000円
				市民税所得割課税世帯 24,200円未満	11,700円	8,200円	8,000円
4	市民税所得割課税世帯 (推定年収~470万円)	30,000円	4	市民税所得割課税世帯 36,300円未満	12,600円	9,900円	9,700円
				市民税所得割課税世帯 48,600円未満	13,600円	11,200円	11,000円
5	市民税所得割課税世帯 (推定年収~640万円)	44,500円	5	市民税所得割課税世帯 60,700円未満	16,400円	15,400円	13,400円
				市民税所得割課税世帯 72,800円未満	19,500円	17,300円	14,800円
6	市民税所得割課税世帯 (推定年収~930万円)	61,000円	6	市民税所得割課税世帯 84,900円未満	21,000円	18,700円	16,300円
				市民税所得割課税世帯 97,000円未満	27,000円	25,700円	22,100円
7	市民税所得割課税世帯 (推定年収~1,130万円)	80,000円	7	市民税所得割課税世帯 115,000円未満	31,200円	26,600円	23,300円
				市民税所得割課税世帯 133,000円未満	35,600円	27,500円	24,000円
8	市民税所得割課税世帯 (推定年収~1,300万円)	104,000円	8	市民税所得割課税世帯 151,000円未満	40,100円	28,200円	24,400円
				市民税所得割課税世帯 169,000円未満	44,500円	28,900円	25,100円
9	市民税所得割課税世帯 (推定年収~1,470万円)	110,000円	9	市民税所得割課税世帯 187,000円未満	49,000円	35,000円	30,000円
				市民税所得割課税世帯 214,000円未満	53,400円	35,700円	30,700円
10	市民税所得割課税世帯 (推定年収~1,640万円)	117,000円	10	市民税所得割課税世帯 241,000円未満	58,200円	39,000円	33,000円
				市民税所得割課税世帯 268,000円未満	62,600円	39,700円	33,700円
11	市民税所得割課税世帯 (推定年収~1,810万円)	124,000円	11	市民税所得割課税世帯 295,000円未満	67,400円	42,000円	35,000円
				市民税所得割課税世帯 322,000円未満	71,800円	42,700円	35,700円
12	市民税所得割課税世帯 (推定年収~1,980万円)	131,000円	12	市民税所得割課税世帯 349,000円未満	76,600円	45,000円	38,000円
				市民税所得割課税世帯 376,000円未満	81,000円	45,700円	38,700円
13	市民税所得割課税世帯 (推定年収~2,150万円)	138,000円	13	市民税所得割課税世帯 403,000円未満	85,200円	48,000円	41,000円
				市民税所得割課税世帯 430,000円未満	89,600円	48,700円	41,700円
14	市民税所得割課税世帯 (推定年収~2,320万円)	145,000円	14	市民税所得割課税世帯 457,000円未満	94,400円	51,000円	44,000円
				市民税所得割課税世帯 484,000円未満	98,800円	51,700円	44,700円
15	市民税所得割課税世帯 (推定年収~2,490万円)	152,000円	15	市民税所得割課税世帯 511,000円未満	103,600円	54,000円	47,000円
				市民税所得割課税世帯 538,000円未満	108,000円	54,700円	47,700円
16	市民税所得割課税世帯 (推定年収~2,660万円)	159,000円	16	市民税所得割課税世帯 565,000円未満	112,800円	57,000円	50,000円
				市民税所得割課税世帯 592,000円未満	117,200円	57,700円	50,700円
17	市民税所得割課税世帯 (推定年収~2,830万円)	166,000円	17	市民税所得割課税世帯 619,000円未満	121,400円	59,000円	52,000円
				市民税所得割課税世帯 646,000円未満	125,800円	59,700円	52,700円
18	市民税所得割課税世帯 (推定年収~3,000万円)	173,000円	18	市民税所得割課税世帯 673,000円未満	130,600円	62,000円	55,000円
				市民税所得割課税世帯 700,000円未満	135,000円	62,700円	55,700円
19	市民税所得割課税世帯 (推定年収~3,170万円)	180,000円	19	市民税所得割課税世帯 727,000円未満	139,200円	65,000円	58,000円
				市民税所得割課税世帯 754,000円未満	143,600円	65,700円	58,700円
20	市民税所得割課税世帯 (推定年収~3,340万円)	187,000円	20	市民税所得割課税世帯 781,000円未満	147,800円	68,000円	61,000円
				市民税所得割課税世帯 808,000円未満	152,200円	68,700円	61,700円
21	市民税所得割課税世帯 (推定年収~3,510万円)	194,000円	21	市民税所得割課税世帯 825,000円未満	156,400円	71,000円	64,000円
				市民税所得割課税世帯 852,000円未満	160,800円	71,700円	64,700円